

只見町建築物等木材利用推進方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針」に即して、只見町内において整備される建築物の木造化及び木質化並びに地域材の利用の推進のための基本的な事項を定める。

第2 用語の定義

- 1 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、民間事業者が整備する学校、社会福祉施設、集会所等公共施設に準じる建物をいう。
- 3 「地域材」とは、町内の森林から生産された木材又は国内の森林から生産された素材を福島県内の製材所等で製材品等に加工された木材のことをいう。
- 4 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- 5 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の推進

1 公共建築物における地域材の使用

町が実施する公共建築物の木造化又は木質化は、次に掲げるいずれかの理由に該当する場合を除き、地域材の利用に努めるものとする。

- （1）法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
- （2）製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
- （3）地域材の供給が困難な場合
- （4）その他、地域材を利用することに困難な理由がある場合

2 公共建築物の木造化の推進

町が整備する公共建築物については、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き木造化に努めるものとする。

また、木造化が困難な場合においては、木造と非木造との混構造とすることを検討するなど、木造の利用に努めるものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令により木造化が困難な場合
- (2) 建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が困難な場合
- (3) 増築又は改築する場合において、既存施設との機能上又は景観上の一体性及び調和の観点から、木造化が適当でない場合
- (4) 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物など建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
- (5) その他、木造化することに困難な理由がある場合

3 公共建築物の木質化の推進

町が整備する公共建築物において、木造化により整備できないと判断された場合は、建築基準法その他法令、施設に要求される品質及び性能等を総合的に考慮し、可能な範囲で木質化に努めるものとする。

4 公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

木造化、木質化の実施の判断については、町が整備する公共建築物を対象に建築物の用途や目的、コストに対する課題を考慮して、事前検討を実施するものとする。

また、部材等に地域材の使用を検討する際は、地域材利用の意義、効果等の付加価値を総合的に勘案するものとする。

第4 民間建築物等における木材の利用促進

町は、法第6条第1項に基づき、民間建築物等を整備する事業者に対し、本方針を周知するとともに、地域材を活用することへの理解を得るよう必要な施策の推進に努めるものとする。

第5 地域材の安定供給体制の整備

1 地域材の安定供給に向けた支援

町は、建築物等への地域材利用を推進するため、町内の森林において間伐材等の搬出や運搬を行う森林所有者、森林組合、林業事業者等の支援に努めるものとする。

2 関係団体との連携強化

町は、建築物等の整備に供する地域材の円滑な供給を図るため、林業・木材 産業関係者等と連携し、地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定の締結

町は、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための県又は町による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木

材利用促進協定」という。)を締結することができる。

なお、町は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名をホームページで公表するものとする。

第6 建築物以外の木材の利用促進

1 備品等における木製品の利用

公共建築物における備品や消耗品の購入に当たっては、グリーン購入を基本とし、購入経費、木材利用の意義や効果等を考慮しながら木製品の購入に努めるものとする。

2 公共土木事業等における地域材の利用

町が実施する公共土木事業においては、できる限り地域材の利用に努めるとともに、建設業者等に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、公共土木工事等への地域材利用の促進に努めるものとする。

3 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

町が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置にあたっては、導入や燃料の調達に要する経費のみならず、燃烧灰の処理を含む維持管理に要する経費等を考慮しながら、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

第7 町民への普及啓発

町は、公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等の木材の良さについて、普及啓発活動に努めるものとする。

また、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、保健休養、地球温暖化防止、公益的機能の発揮や地域材利用による、輸送に係る消費エネルギーの低減等について、わかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努めるものとする。